

大切に保管
ください

仙台市長

仙台市定額減税不足額給付金 支給のお知らせ

仙台市定額減税不足額給付金の支給額と振込予定日をお知らせします。

●このお知らせが届いた方は、手続きの必要はありません。

振込予定日に下記の振込口座へ給付金を振り込みます。

●振り込みをもって支給決定とさせていただきます。

支給内容の通知等は発送いたしませんので、このお知らせは大切に保管をお願いします。

仙台市定額減税不足額給付金(1)の支給対象者

支給内容

振込予定日

令和7年8月5日(月)

支給額

円

支給対象者

振込口座

※口座番号の一部分が省略されています。

※振込口座は、給付金の受け取りのための口座として、国(デジタル庁)に登録していただいた公金受取口座、当初調整給付金の振込口座、または不足額給付金の振込口座です。

不足額給付金の支給額および算定式

令和6年所得税分
控除不足額

令和6年度個人市県民税
所得割分控除不足額

控除不足額計

円 + 円 = 円

1万円単位で切上げ

不足額給付金
支給額

本来給付金額(注1)

この通知より前に
算定している給付金の合計額

不足額給付金額

円 - 円 = 円

当初調整給付金額
(令和6年度に算定)

不足額給付金算定済額
(令和7年度に算定)(注2)

円 + 円

■「当初調整給付金額」と「不足額給付金算定済額」の合計額を差し引きします。
■給付金が未受給の場合も合計額に含まれます。

扶養親族数

令和6年所得税分
(令和6年12月31日時点)

令和6年度個人市県民税分
(令和5年12月31日時点)

人 人

(注1) 本来給付額は令和6年度および令和7年度分個人市県民税の課税情報(令和7年6月20日現在)をもとに算定しています。

(注2) 「不足額給付金算定済額(令和7年度に算定)」については、別途お送りしている通知をご確認ください。

お客様番号

必ず裏面もご確認ください

次の(1)・(2)に該当する場合は**専用ダイヤル**までご連絡をお願いします

- (1) **振込口座**とは別の口座への振り込みを希望する場合
- (2) 不足額給付金の受給を辞退する場合

連絡期限：令和7年8月13日（水）

連絡期限をすぎると口座の変更または辞退をお受けできません。

仙台市定額減税不足額給付金についての留意事項

- (1) 口座凍結等の事由により、振込口座への振り込みができなかった場合、仙台市から改めて通知をお送りします。仙台市が定める期日までに振り込みが完了しない場合は、当該手続きが取り下げられたものとみなし、不足額給付金は受給できません。
- (2) 不足額給付金の支給に際し、仙台市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿の確認を行い、必要な資料を他の行政機関に求める、あるいは提出を求める場合があります。
- (3) 税額の修正をされた方について、不足額給付金額の決定を改定しています。追加で給付金額が生じる方には、**令和7年9月7日**までに改定通知をお送りします。
- (4) 不足額給付金額が少ない等の疑念がある場合は、必ずご意見を伺いいただき、仙台市に申出をいただくことで、給付金等が決定されます。調査の結果、給付金が支給できないこともあります。また、令和7年8月13日より受付を開始する予定です。詳しくは、仙台市ホームページをご覧ください。下記の専用ダイヤルでお問い合わせください。

給付金サギに注意!!

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）、警察などをかたる不審な電話やメールがあった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご相談ください。

お問い合わせ先

仙台市定額減税不足額給付
専用ダイヤル

0120-065-222

受付時間 平日9:00～17:00